

○国土交通省告示第 号

船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第三十九条の二の規定に基づき、船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める告示を次のように定める。

平成二十二年 月 日

国土交通大臣 前原 誠司

船舶区画規程第三十九条の二の装置等及び船内の場所を定める告示

規程第三十九条の二の告示で定める装置等及び船内の場所については、船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）第四十六条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「規則第五十六条の二の告示で定める装置等」とあるのは「規程第三十九条の二の告示で定める装置等」と、同条第二項中「規則第五十六条の二の告示で定める船内の場所」とあるのは「規程第三十九条の二の告示で定める船内の場所」と、同項第四号中「第三条の三第二項第二号」とあるのは「第三条の三第二項第一号」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。